

現行のガイドラインの検討経緯について (虐待を受けた児童への対応等に関する事項)

1. 現行のガイドライン等

①現行のガイドライン

○「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成 9 年 10 月 8 日健
医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙。平成 29 年 12 月 26 日最終改正。）（抄）

第 5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 8 3 号）附則第 5 項
においては、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのない
よう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた
疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応する必要がある旨規定さ
れていること。

このため、脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童（18 歳未満の者をいう。以下同じ。）
からの臓器提供については、以下のとおりとし、虐待が行われた疑いがある児童が死亡し
た場合には、臓器の摘出は行わないこと。

1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制

次のいずれも満たしていること。

- (1) 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備され
ていること。
- (2) 児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること。なお、当該マニユア
ルは、新たな知見の集積により更新される必要があること。

2 虐待が行われた疑いの有無の確認について

- (1) 児童の診療に従事する者は、臓器の提供に至る可能性があるか否かにかかわらず、
可能な限り虐待の徴候の有無を確認するよう努めること。また、その徴候が確認され
た場合には、児童からの臓器提供を行う施設においては、当該施設の患者である児童
について、虐待対応のための院内体制の下で、虐待が行われた疑いがあるかどうかを
確認すること。
- (2) この結果、当該児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合には、児童
からの臓器提供を行う施設は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8
2 号）第 6 条第 1 項の規定により児童相談所等へ通告するとともに、警察署へ連絡す
るなど関係機関と連携し、院内体制の下で当該児童への虐待対応を継続すること。
- (3) なお、その後、医学的理由により当該児童について虐待が行われたとの疑いが否定
された場合についても、その旨を関係機関に連絡した上で、当該児童への虐待対応の
継続の要否について検討すること。

3 臓器提供を行う場合の対応

- (1) 主治医等が家族に対し、臓器提供の機会があること等を告げようとする場合には、事前に、虐待防止委員会の委員等とそれまでの診療経過等に関して情報共有を図り、必要に応じて助言を得ること。
- (2) 児童から臓器の摘出を行う場合には、施設内の倫理委員会等の委員会において、2及び3(1)の手続を経ていることを確認し、その可否について判断すること。
- (3) なお、施設内の倫理委員会等の委員会で、児童について虐待が行われた疑いがなく当該児童から臓器の摘出を行うことが可能であると判断した場合であっても、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第229条第1項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われる場合には、捜査機関との連携を十分に図ること。

②ガイドラインに係る留意事項通知

○「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について(平成22年6月25日健臓発0625第2号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知)

1. ガイドライン第5の1(2)に規定する「児童虐待の対応に関するマニュアル」(以下「虐待対応マニュアル」という。)とは、臓器提供施設において、臓器提供に関係するか否かに関わらず、当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがあると判断した際の対応について、手順等を示すものであること。
2. 児童からの臓器提供を行う施設において虐待対応マニュアルを整備するに当たっては、以下に例示するような関係学会、行政機関等において作成された指針等を参照するものとし、当該マニュアル中に、参照した指針等を明記すること。
 - ・「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」
(平成21年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」)
 - ・「子ども虐待診療手引き」(日本小児科学会)
3. ガイドライン第5の3(3)に規定する「捜査機関との連携」については、関係省庁とも協議の上で、別途通知(「臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について」(平成9年10月8日付け健医疾発第20号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知))が発出されているところであり、当該通知の記の第2の4を参照すること。
4. 臓器提供施設は、当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかの確認を的確に行うことができるよう、日頃から児童相談所等地域の関係機関と連携を図るとともに、地方自治体等が実施する児童虐待防止に資するための研修に積

極的に参加すること等により、児童虐待への対応に当たる職員の資質の向上に努めること。

2. ガイドラインに「第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項」を追加した経緯

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第5項において、被虐待児からの臓器提供に関する取扱いについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

これを受け、改正法の国会審議における議論も踏まえつつ、第32回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（平成22年4月5日開催）において、臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班報告資料「改正臓器移植法の施行に係る論点について」（以下「小児作業班報告資料」という。）が提出され、それを踏まえた当該委員会における議論の結果、ガイドラインに「第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項」が追加された。

なお、改正法附則第5項の解釈は以下のとおり。

○臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）

（検討）

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○改正法附則第5項の趣旨（小児作業班報告資料より）

- ・改正法の附則第5項においては、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者がその業務にかかる児童について虐待があるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応する旨規定されている。
- ・これは、虐待による死亡である可能性が高い場合について、証拠隠滅を防ぎ、虐待をした親の同意によって臓器提供されることを防ぐことを目的とするものであり、虐待を受けたと思われる児童の保護を目的とする児童虐待防止の制度と同一の対応を求めているものではないと考えられる。

○「虐待を受けた児童が死亡した場合」の意義（小児作業班報告資料より）

- ・改正法附則第5項のいう「虐待を受けた児童が死亡した場合」とは、脳死、心臓死の別を問わないものである。
- ・「虐待」の意義については、児童虐待の防止等に関する法律第2条の「児童虐待」の定義を基礎とすべきである。
- ・「児童」とは、児童虐待防止法第2条及び児童福祉法第4条の規定等を踏まえ、18歳未満の者とするのが妥当であることから、15歳以上18歳未満の者が臓器を提供する意思を表示していたとしても、15歳未満の者と同様の対応とすることが妥当であると考えられる。
- ・また、上述の改正法附則第5項の趣旨からは、「虐待を受けた児童が死亡した場合」とは、虐待が児童の死の直接の原因であるとは断定はできないが、虐待が児童の死亡に深く関与していた疑いのある場合も含むと解すべきであると考えられる。

（参考①）改正法の国会審議における議論

【虐待が疑われる事例が生じた際の対応について】

（平成21年5月27日衆議院厚生労働委員会）

○萩原誠司議員

（略）

次に、虐待の問題に移っていきたいと思うんですけども、虐待について、一つは、虐待の有無というものを見破るといのはなかなか難しいわけでありましてけれども、この点について具体的なお考えがあるかどうか。それからもう一つは、虐待ということで今児童虐待の議論がされていますけれども、その他の虐待についての対応方策を持ち合わせておられるかどうか、お聞きをしたいと思います。これについては、AとDについてお願いいたします。

○富岡勉議員

お答えいたします。

児童虐待については昨今非常に問題化しております。こういう虐待が臓器移植の場合に起こった場合の対応策でございますけれども、一般に虐待というのは、世間で問題になっているのは、見破られないことを前提としたような、捜査とかがほとんど行われていない例が後で判明するわけですが、今回の臓器移植に関しましては、まず救急隊や一次医療施設でのその児の、脳死に陥った、この場合患者さんと表現しますけれども、患

者さんの身体的ないろいろな特徴を、いわゆる視診ですね、皮下出血があるかないか、あるいは栄養状態等でほとんどの場合は判明することができます。

そしてまた、保護者が臓器移植を望んだ場合は、臓器移植の経過に従っていろいろな判定委員会がございまして、そこでは多くの医師あるいはコーディネーター等が患者さんと接することになり、またいろいろな画像診断で脳内の状態を調べることで、あるいは血液検査で薬毒物によるそういった変化がないかどうか自動的にチェックされることになってまいります。したがって、児童虐待が起こった脳死症例につきましては、ほとんどその段階で判明することになるというふうと考えられます。

ただ、それでもそれをすり抜けてくるような例がありました場合には、例えば画像診断ではオートプシーイメージング、いわゆる御遺体、死体に対しての画像診断、脳内の判定等が行われるような枠組みをつくるように努力していく所存であります。また、院内あるいは外部委託によりまして、児童虐待の有無について詳細な検定を行うようなシステムを考えております。

【虐待を受けた児童への対応について】

(平成 21 年 7 月 7 日参議院厚生労働委員会)

○南野知恵子議員

小児の臓器移植の拡大に関しては、虐待児が臓器を摘出される懸念が様々なところから表明されております。虐待児童、虐待児がドナーとならないようなシステム、これを確立する必要があると考えます。

この点、A 案では虐待児かどうかの確認と適切な対応のための方策について検討規定が設けられておりますけれども、提出者としてこの検討をどう行うべきと考えておられますか。今年後ということがございましたが、被虐待児からの臓器提出を防止するための検討は一年後と言わず早期に開始する必要があると考えますが、御所見を伺います。

○山内康一議員

児童虐待を行った者は、被害者である児童の利益を考慮した上で意思表示をするという立場にはなく、また臓器の摘出が虐待を隠滅することに使われてはならないことは言うまでもありません。虐待を受けて死に至った児童から臓器が摘出されることがないようにするのは当然のことと考えております。具体的な検討に当たっては、児童虐待の現状を十分に踏まえた上で、医療現場に従事する者、児童虐待の専門家などの意見を参考にして、早急に被虐待児からの臓器摘出を防止するための方策を考える必要があると考えております。

そういった意味で、このための検討については改正法の公布後から一年後と言わずに早急に開始すべきとの御意見ですけれども、その点に関しては全くそのとおりだと思っております。早急な検討が必要だということは考えております。

(参考②) 改正法の施行に向けた小児作業班報告資料の内容

(小児作業班報告資料より一部加筆修正)

○基本的な考え方

- ・ 改正法附則第5項に基づく対応は、上記2（改正法附則第5条の解釈）の考え方により運用されるべきであるが、実際には、児童が死亡した場合に、虐待の存否の確定や、その死への関与の程度について、医療現場が判断することは困難である。さらに、虐待対応のための院内体制が敷かれ、その下で、虐待の疑いがあるとして児童相談所等への通告を行っている事例について、当該医療機関において臓器移植の観点から改めて虐待が行われた疑いの有無について判断することは困難であると考えられる。
- ・ したがって、「虐待を受けた児童が死亡した場合」とは、虐待防止の観点から保護すべきと判断した児童が死亡した場合とすることが、現時点においては、現実的な対応と考えられる。
- ・ 一方、死亡した我が子からの臓器の提供を申し出た親の心情も考慮するなら、医療現場には、虐待の疑いの有無について慎重に判断することが求められる。
- ・ 臓器提供の場面における虐待の疑いの有無については、上述のような様々な観点到配慮して判断される必要があることから、「虐待防止の観点から保護すべきである」との判断は、当該児童の担当医だけで行うのではなく、虐待対応のための院内体制を整備している医療機関において、当該体制の下で行われる必要がある。
- ・ なお、このことは脳死下での臓器提供施設ばかりでなく、児童から臓器提供を行うすべての施設に求められるものである。

○具体的な手順

- ・ 医療機関においては、虐待対応のための院内体制の下で行われる虐待診療を通じて、患者である児童について、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認すること。
- ・ この結果、当該児童に対し虐待が行われていた疑いがある場合には、臓器提供に関係するか否かに関わらず、医療機関は、児童虐待防止法第6条の規定により、児童相談所等へ通告するとともに、院内体制における虐待対応を継続する必要がある。

- ・虐待対応の継続中に当該児童が死亡した場合には、臓器の提供は行わないことが妥当である。なお、臓器の提供を行わない場合であっても、犯罪の可能性がある場合に警察へ通報する必要があることはいうまでもない。
- ・ただし、何らかの形で、当該児童の受けた虐待が死亡に至る可能性を生じさせる傷病に関与したとの疑いが否定された場合や当該児童が虐待を受けたとの疑いそれ自体が否定された場合には、臓器提供は可能である。